（別添）

令和７年〇〇月〇〇日

企　画　提　案　書

　スポーツ庁次長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名

　令和７年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの指導・普及等のためのマニュアル等の作成）」について、以下のとおり企画提案書を提出します。

１．事業の実施期間　委託を受けた日から令和８年３月13日まで

２．事業趣旨

※今後の展望も含めた取組全体のねらいと、今年度の事業のねらいを簡潔に記載してください。

※過去に障害者スポーツ推進プロジェクトの実績があれば記載してください。

３．事業内容

（１）選択した事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 選択した記号 |  |

※公募要領３（１）のア～エのうち、選択したもの１つについて記載すること

　なお、選択した記号のテーマについて、公募要領記載の条件を踏まえ計画・実施すること。

（参考）公募要領３（１）より一部抜粋

ア　スポーツ庁において作成した「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方ハンドブック」を活用した授業

や研修会等の実施モデルについてまとめたもの（授業や研修会等のカリキュラム等）。

イ　障害の種類や程度に応じた、スポーツを実施するにあたっての支援や介助方法、情報保障や相互の円滑な

意思疎通に係る配慮事項等をまとめたもの。

ウ　障害の種類や程度に応じた、普及等のための競技のルールや実施上の留意事項等をまとめたもの。

エ　その他上記に準ずるもの

（２）実施計画　別紙１のとおり

（３）実施日程　別紙２のとおり

４．事業実施体制

※図等を用いて簡潔に記載してください。

※設置する委員会等の事業実施における役割、関係機関・団体（委員会メンバーの所属団体等を含む）との

関係についても具体的に記載してください。

※事業を円滑に実施するためのポイントも記載してください。

５．連絡担当者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 職名 | 連絡先（ＴＥＬ番号、メールアドレス） |
| （責任者） |  | TEL：E-Mail： |
| （事務担当者） |  | TEL：E-Mail： |

６．委託事業経費予定額　別紙のとおり　※エクセル様式を使用

７．再委託に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 再委託の相手方の住所及び氏名 |  |
| （複数ある場合には、すべて記載すること。） |
| 再委託を行う業務の範囲 |  |
|  |
| 再委託の必要性 |  |
|  |
| 再委託金額(単位：円） |  |
| （複数ある場合には、合計金額と再委託先毎の内訳を記載すること。）　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

８．再委託費内訳　別紙のとおり　※エクセル様式を使用

（別紙１）

実　施　計　画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | 備　考 |
| 受託者は、目的の達成に向けて、障害のある方にスポーツを指導する際の留意点等をとりまとめたマニュアル等（冊子のほか、動画、ホームページのコンテンツ等を含む。以下同じ。）の内容の方向性を定めたうえで以下の事業を実施するものとする。１　競技を取り巻く状況等の概要（１）本マニュアル作成の目的や競技を設定した理由、背景（２）解決すべき課題・目標（３）想定される本マニュアルの使用場所、使用者、対象者、使用方法等（４）本事業の実施に係る評価指標（アウトプット指標でも良い。）２　具体的な事業の実施内容1. 作成するマニュアル等の名称
2. 作成するマニュアルの方向性、概略等

（３）作成するマニュアル等の媒体　　※冊子、動画、ホームページのコンテンツ等該当する媒体を記載（４）マニュアル等の作成を行うにあたり想定される有識者等の氏名、所属等３　評価・検証方法※マニュアル原案に係る評価・検証の方法、項目、議題等について具体的に記載すること。４　事業経費５　事業実施日程及び計画 |  |

※　審査基準「Ⅳ　評価項目」の「２．事業内容に関する評価」のために必要な事項も記載してください。

※　６．委託事業経費予定額との整合性に留意し、積算について（人数、回数等）は、可能な限り詳細に記載してください。

※　委託事業の成果の活用方法は、本事業の目的を踏まえて記載してください。

（別紙２）

実　施　日　程　表（予　定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施時期 | 計画事項 | 備　考 |
| ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　計画事項は、実施計画（別紙１）の記載内容との整合性に留意し記載してください。

（別紙３）

経費計上の留意事項等

①　本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。なお、契約期間内に限る。また、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる見積書・請求書等の書類）を添付すること。

②　経費は、税抜額及び消費税相当額の内訳が分かるように計上すること。

③　人件費については、スポーツ庁委託事業事務処理要領に従い、雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性について精査の上、雇用契約書等の根拠資料を添付すること。既に国費で人件費を措置されている職員等については計上できない。

④　諸謝金については、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上すること。）。単価等については各団体の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して、妥当な単価を設定すること。（審査評価の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う）。また、菓子折、金券の購入は認められない。

⑤　旅費については、原則として、各団体の旅費規程によること（移動費、宿泊費、日当等）。ただし、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。規程等がない場合は、旅費法及び文部科学省の規程を準用すること（電車代はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ）。なお、本事業経費により、飛行機に搭乗した際のマイレージ・ポイントの取得等による個人の特典は認められない。回数券、プリペイドカードを購入する場合、受払簿等で管理し使用枚数のみ計上すること。航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券を整理保存すること。

⑥　借損料については、会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を対象とする。

⑦　印刷製本費については、ポスター、チラシ、報告書等の印刷に係る費用を対象とする。

⑧　消耗品費については、各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。備品の購入は認めない。活動に参加する地域住民等の食費、宿泊費等については受益者負担を原則とする。なお、本事業経費により、消耗品等を購入する際に特典として付与されるポイントの取得等による個人の特典は認められない。

⑨　会議費については、開催通知及び議事要旨（録）を作成する規模の会議を開催する場合のお茶代・弁当代等（弁当代は、午前午後を通した3時間以上の場合、支給することができる。）であり、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子などは対象としない。団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知及び議事要旨（録）を作成しない打合せ程度のものは対象としない。また、クラブ活動等の飲み物は対象としない。

⑩　通信運搬費については、はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料とする（送付先一覧を添付すること。）。また、切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。※電話代は認めない。

⑪　雑役務費については、印刷、会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うもの、対象経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は認められない。）とする。

⑫　保険料については、イベント等を開催する際に、指導者やスタッフを被保険者として加入する傷害保険・賠償責任保険を対象とする。事業の対象となる地域住民等の保険料は含めないものとする。

⑬　消費税相当額については、団体が課税事業者（納税義務者）で、不課税経費、免税事業者との取引に係るインボイス影響額（該当ある場合）について消費税相当額を計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税額については、当該経費区分に税込額を計上すること。）

なお、インボイス制度の施行により、受託者が免税事業者等から課税仕入した場合に、その分の仕入税額控除を受けることができず、これに伴うインボイス影響額が受託者の負担となることから、当該インボイス影響額を消費税相当額に計上すること。

⑭　一般管理費は委託事業を実施するための光熱水費（個別のメーターが設置されていないため分別経理できないもの等）や管理部門の人件費（管理的経費）から構成され、業務実施上必要と見込まれる経費とする。一般管理費は直接経費の１０％を上限（受託者の受託規定等と直近の決算により算出した一般管理費率とを比較して低い率をもって算出）とする。

⑮　再委託費は、委託事業のうち、技術的、専門的又は実績的な事項で、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。

また、子会社や関連会社へ再委託する場合は、利益控除等を行い透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。